

「容器弁の安全性」点検には期限があります!!

ご検討は、お早めに!

お客様各位

平成29年9月改訂
一般社団法人 日本消火装置工業会

ガス系消火設備等の「容器弁の安全性」の点検に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の設置維持管理に特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年消防庁告示第19号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」において、ガス系消火設備等の「点検基準」が改正され、「容器弁の安全性」の点検が義務化されています。

「容器弁の安全性」の点検の実施期限は、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間とされました。

なお、点検期限は次のように定められていますが、該当する消火設備にあつては点検期限が迫っております。「容器弁の安全性」点検には、数週間程度必要になり、また点検期限の間近になると点検の依頼が集中することも予想されますので、お早めに計画されることをお奨めします。

■ 不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるもの

昭和52年3月31日以前に設置されたもの	平成28年3月31日まで!!
昭和52年4月1日から平成5年3月31日までの間に設置されたもの	平成30年3月31日まで!!
平成5年4月1日以降に設置されたもの	設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまで

■ 上記以外のもの（ハロゲン化物、窒素、IG541、IG55等）を消火剤として用いるもの

昭和63年3月31日以前に設置されたもの	平成30年3月31日まで!!
昭和63年4月1日以降に設置されたもの	設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまで

容器弁の経年劣化や腐食による誤放出・不動作を防止し、お客様の安全・安心を確保していただくために、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹白

「容器弁の安全性」点検に関する詳細は、(一社)日本消火装置工業会の次のURLをご覧ください。

- リーフレット : <http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2011/12/63fcaef3f860971709e385fc207cb685.pdf>
- 手引き : <http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/04/6b1ee42dc21231b728442a75432e2ba.pdf>